

◎新潟県告示第177号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（道路基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年10月16日から平成30年2月14日まで
- 3 作業地域 一般国道18号 上越市寺町地先、上越市今池地先